

令和9年度の地域枠について【島根大学】

1 地域枠の設定数

22（地域枠10、緊急医師確保対策枠9、県内定着枠3）

2 従事要件

入学枠	① 島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより、初期研修及び専門研修を受けること。
	② 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、①の期間を含めて9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事すること。
奨学金	【貸与総額】10,696,800円 (修学費100,000円/月、授業料相当額535,800円/年、入学金相当額282,000円)
	【返還免除条件】 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関で初期研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事

※卒業後は、キャリア形成プログラムに参加

3 キャリア形成プログラムの内容（資料3参照）

4 地域定着策

寄附講座の設置、しまね地域医療支援センターの設置、地域医療実習の実施等

5 上記を進めるための都道府県から大学への経済的支援

(1) 専攻医確保・養成事業

医師の地域偏在の解消に寄与する新専門研修プログラムに関して、島根大学医学部附属病院卒業後臨床研修センター専門研修部門が実施する取組に対する支援

(2) 寄附講座の設置

地域医療を志す医学生を対象に地域医療実習など地域医療に関する講座を実施

6 離脱要件

(1) 死亡したとき。

(2) 退学等により、医学科の教育課程を修了する見込みがなくなったとき。

(3) 医師国家試験の不合格により、医師になることを断念したとき（注1）。

(4) その他、(1) から (3) に準ずるやむを得ない事由（注2）があるとして、県及び大学が地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）に協議した上で離脱を承認したとき。

（注1）(3)により離脱したのち、他の入学枠に基づく医学科の教育課程を修了することなく医師国家試験に合格したことが判明した場合は、離脱承認を取り消す。この場合、当該入学枠卒業医師として2に掲げる従事要件を履行する。

（注2）心身故障のうち、回復の見込みがない場合を想定している。

7 地域枠入学生に対する配慮について

学生期間を通じて地域医療に貢献する意思を継続できるよう、将来従事する地域と接する機会の提供や、地域医療に従事する意識の向上に資する教育プログラムの継続及びキャリアに関する相談支援を大学と確認

令和9年度の地域枠について【鳥取大学】

1 地域枠の設定数

5（鳥根県枠5）

2 従事要件

入学枠	① 鳥根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修を受けること
	② 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、①の期間を含めて9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事すること。
奨学金	【貸与総額】10,696,800円 (修学費100,000円/月、授業料相当額535,800円/年、入学金相当額282,000円)
	【返還免除条件】 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関で初期研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事

※卒業後は、キャリア形成プログラムに参加

3 キャリア形成プログラムの内容（資料3参照）

4 地域定着策

しまね地域医療支援センターの設置、地域医療実習の実施等

5 上記を進めるための都道府県から大学への経済的支援

(1) 地域勤務医師育成支援事業

研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に対する支援

6 離脱要件

(1) 死亡したとき。

(2) 退学等により、医学科の教育課程を修了する見込みがなくなったとき。

(3) 医師国家試験の不合格により、医師になることを断念したとき（注1）。

(4) その他、(1)から(3)に準ずるやむを得ない事由（注2）があるとして、県及び大学が地域医療対策協議会（鳥根県地域医療支援会議）に協議した上で離脱を承認したとき。

（注1）(3)により離脱したのち、他の入学枠に基づく医学科の教育課程を修了することなく医師国家試験に合格したことが判明した場合は、離脱承認を取り消す。この場合、当該入学枠卒業医師として2に掲げる従事要件を履行する。

（注2）心身故障のうち、回復の見込みがない場合を想定している。

7 義務履行について

島根大学との派遣調整など医師の配置のための取組により、地域枠医師の義務履行を進める

8 地域枠入学生に対する配慮について

学生期間を通じて地域医療に貢献する意思を継続できるよう、将来従事する地域と接する機会の提供や、地域医療に従事する意識の向上に資する教育プログラムの継続及びキャリアに関する相談支援を大学と確認

令和9年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について

令和7年12月4日
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされた。

今般、令和9年度(2027年度)の医学部定員の方針については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)において、「地域の医師確保への影響にも配慮し、医師偏在是正の取組を進め、医師需給や人口減少等の中長期的な視点に立ち、2027年度以降の医学部定員の適正化を進める。」とされたこと及び令和7年11月20日の「第12回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」等における意見交換を踏まえ、医学部総定員数の考え方及び医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて、下記のとおり取り扱うことを確認する。

記

(1) 令和9年度の医学部総定員の考え方について

令和9年度の医学部総定員は、令和7年度の医学部総定員数(9,393人)に対して、地域の実情等に配慮しながらも、全体として削減が図られるよう対応することとする。

(2) 令和9年度の医学部入学定員の臨時的な増員の枠組みについて

令和8年度末を期限とする医学部入学定員の臨時的な増員の枠組みについては、令和9年度末まで1年間延長することとする。

(3) 令和9年度の医学部入学定員の臨時的な増員に当たっての考え方について

令和9年度の医学部入学定員の臨時的な増員に当たっては、各都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学との調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。前年度を上回る地域枠数を設定する場合は、恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置を行うことを基本とし、各都道府県の臨時定員地域枠数は原則として令和8年度の数を超えないよう調整すること。なお、各都道府県は、地域に定着する医師を確保するための取組の状況を踏まえつつ、都道府県ごとの医師の流出入、地域枠医師以外を含む都道府県内への定着の意向の状況等を考慮した上で、確保すべき医師数(例えば、臨床研修や臨床研修修了後の時点で確保すべき人数等)を検討し、真に必要な地域枠数を検討すること。

文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性に加えて、当該都道府県の医

師確保計画の進捗状況や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。ただし、すべての地域枠において、特定の診療科での従事を要件とするものではない。また、研究医養成のための入学定員増についても、研究医の養成にかかる取組の進捗状況等を踏まえて、慎重かつ丁寧に精査し、臨時定員の設置を認めることとする。

このため、必要に応じ、医学部入学定員の臨時的な増員を希望する都道府県・大学に対し、臨時定員の必要性等について有識者も含めた検討の場等でヒアリング等を実施することとする。

(4) その他の留意事項について

臨時定員地域枠の設置については、従事要件が課される者の教育・キャリアにも十分配慮がなされている場合に限ることとする。

特に、入学志願時に、本人及び保護者又は法定代理人から従事要件・離脱要件への書面同意を取得する¹とともに、別枠入試により選抜した経緯を踏まえ、入学した地域枠学生が、学生の期間を通じて地域医療に貢献する意思を継続できるように適切かつ必要な教育プログラムを継続して実施すること²とする。

以上

¹ 都道府県及び大学は、地域枠入学者がやりがいを持って、望まれる地域・業務等に定着することができるよう取り組むことが重要であるとされており、従事要件及び離脱要件を入学時の募集要項、入学手続書類等において明示するとともに、本人や保護者にわかりやすく説明し理解を得ることとされている。加えて、仮に地域枠を離脱した場合の取扱いについても併せて情報提供することが望ましいとされている。（「地域枠入学者への説明等に関する留意事項について」（令和5年10月30日付け文部科学省高等教育局医学教育課、厚生労働省医政局医事課事務連絡））

² 例えば、都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトにおいて、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとされている（「キャリア形成プログラム運用指針」（令和3年12月1日付け医政発1201第1号厚生労働省医政局長通知））。